

令和 7 年度札幌市空家等定期巡回業務 委託仕様書

- 1 業務名
令和 7 年度札幌市空家等定期巡回業務

- 2 業務の目的
本業務は、札幌市台帳に登録されている空家及びクリーニング工場について「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「建築基準法」に基づく適切な対応を行うために、建物や敷地の現況を把握することを目的とする。

- 3 履行期間
契約締結日から令和 8 年 2 月 16 日（月）まで

- 4 調査箇所
260 箇所（所在地の一覧は着手後に委託者が提供する）

区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
個所数	35 (18)	40 (12)	30 (4)	22 (7)	7 (1)	22 (11)	13 (2)	43 (5)	32 (8)	16 (2)	260 (70)

※（ ）カッコ内は、調査箇所のうち、クリーニング工場の数

- 5 業務内容
受託者は、委託者より提供を受けた一覧をもとに現地へ赴き、現況を撮影し、報告書の作成を行う。受託者は、当該業務の実施にあたり、事前に作業日程と作業担当者の連絡先を委託者に提出すること。

(1) 撮影方法

ア 建物がある場合

- (ア) 外観 4 面（道路公園等の位置から可能な範囲の面に限る）※空家のみ
- (イ) 前面道路から敷地全体 2 方向
- (ウ) 煙突、附属建築物及び塀を各 1 枚 ※空家のみ
- (エ) 樹木の隣地越境など草木の繁茂状況が分かるもの適宜枚数※空家のみ
- (オ) 廃業していることがわかる貼紙等 ※クリーニング工場のみ

イ 建物がない場合

- (ア) 前面道路から敷地全体 2 方向

(2) 撮影時間

撮影は平日午前 9 時から午後 5 時又は日没の間に行うこと。

(3) 撮影回数

履行期間中に 1 回とする。

(4) 報告書作成

業務の報告書を紙媒体（A 4 判・1 部）及び電子データで作成すること。報告書の内容は、別途委託者と協議のうえ決定すること。

(5) 留意事項

ア 撮影の実施にあたっては、受託者において、氏名とともに、札幌市の委託業務により撮影中である旨を明示した名札を用意し、各撮影従事者はこれを着用すること。また、市民に不快感を与えることがないような服装により作業を行うこと。

イ 空家の調査において、明らかに居住者がいると思われる場合は撮影を中止し、その旨委託者に報告すること。

ウ 撮影中に接する市民には、誠実に対応すること。

エ 撮影中に苦情やトラブル、事故等が発生した場合には、速やかに委託者に報告すること。

オ 撮影した家屋が調査対象と同一のものであるかを確認するため、成果品の作成前に撮影した写真を委託者に提出し、確認を求めること。確認の結果、調査対象と異なる家屋だった場合は再度正しい家屋の撮影を行うこと。

6 成果品

- (1) 業務完了届（成果品目録を添付すること）
 - (2) 報告書（写真等や所見等をレイアウトしたもの。体裁は別途協議の上決定）
 - (3) 実施一覧表（登録番号、住所、撮影日時、撮影枚数を記載）
 - (4) 報告書、実施一覧表及び写真の電子データ（CD-R 等）
- 7 電子データの提出形式
- (1) 撮影した写真は JPEG 形式、画像サイズは 1280×960 とする。
 - (2) 画像は登録番号毎にフォルダを作成したうえで保存すること。
 - (3) 実施一覧表の excel データを提出すること。
 - (4) 使用 OS は Windows とする。
 - (5) CD-R 等については、提出前にウィルスチェックを行うこと。ウィルス対策ソフトは最新のデータに更新したものを使用すること。
- 8 業務遂行にあたっての注意事項
- (1) 委託者との打合せ
 - ア 業務遂行にあたり、委託者と十分な打合せを行うこと。
 - イ 仕様書の内容及び仕様書に記載のない事項等又はその解釈に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、その指示を受けること。
 - ウ 委託者から資料等の提出や報告が求められた場合は、これに応じること。
 - (2) 再委託等の禁止
 - 受託者は、当該業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
 - 再委託が発生する際には、下記のア～ウを遵守すること。
 - ア 受託者は、役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得ること。
 - イ 委託者は、受託者に対して、役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
 - ウ 受託者は、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係るすべての行為について責任を負うものとする。
 - (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - (4) この仕様書に定めのある事項について、委託者の承認がある場合は、より効果的かつ高品質と認められる方法に変更することができる。
 - (5) この仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者の協議の上、定めるものとする。
- 9 担当課
- 札幌市都市局建築指導部建築安全推進課空き家対策担当係
- 電話：(011) 211-2808
- 住所：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 2 階